

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終 (現時点)								
001	令和5年04月01日	令和5年度「KYOTO Innovation Studio」企画運営業務	9,998,800		9,998,800	総合企画局都市経営戦略室	プロトスター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002	令和5年04月01日	レジリエンス統括業務委託について	6,000,000		6,000,000	総合企画局総合政策室SDG e・市民協働推進担当	藤田 裕之	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品			
003	令和5年04月01日	令和5年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託について	8,462,861		8,462,861	総合企画局総合政策室人口戦略担当	株式会社ツナグム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和5年06月27日	移住・定住の促進につなげるインターネット等を活用した広告掲載業務委託について	5,995,000		5,995,000	総合企画局総合政策室人口戦略担当	株式会社リクルート	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和5年04月01日	令和5年度京都市シティPR事業	19,999,999		1,999,999	総合企画局市長公室広報担当	株式会社フルハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008	令和5年04月01日	京都市公式ホームページ運用・保守業務委託	7,441,720		7,441,720	総合企画局市長公室広報担当	キシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
007	令和5年04月01日	京都市ホームページ作成支援システム移行及び一部機能変更業務委託	6,963,000		6,963,000	総合企画局市長公室広報担当	キシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和5年07月01日	移住・定住促進PRスポットの制作・放送業務	21,700,000		21,700,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和5年04月01日	令和5年度京都市「声による市民しんぶん(テープ版・デジCD版)」の全市版及び区版の制作業務	10,907,480		10,907,480	総合企画局市長公室広報担当	公益社団法人京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和5年04月01日	令和5年度点字版市民しんぶん(全市版・区版)製作・宛名印刷・封入・発送業務	予定総額 9,550,800		9,550,800	総合企画局市長公室広報担当	社会福祉法人京都府視覚障害者支援センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
011	令和5年04月01日	令和5年度 きょうと市民しんぶん(全市版)の版下等の制作委託	8,898,800		8,898,800	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
012	令和5年04月01日	令和5年度 きょうと市民しんぶん(区版)の版下等の制作委託	19,998,000		19,998,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
013	令和5年04月01日	「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」運営委託	5,385,000		5,385,000	総合企画局国際交流・共生推進室	公益財団法人京都市国際交流協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和5年04月01日	情報セキュリティ対策等支援業務委託	25,740,000		25,740,000	総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当	情報システム監査株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
015	令和5年04月01日	口座振替データ授受代行業務等委託	予定総額 15,844,334		15,844,334	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社三菱UFJ銀行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和5年04月01日	令和5年度電算システムに係る保守業務	294,469,956		294,469,956	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和5年度電算システム保守業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
017	令和5年04月01日	新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託	57,038,110		57,038,110	総合企画局情報化推進室情報システム担当	東芝デジタルエンジニアリング株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
018	令和5年04月01日	パッチ基盤ツール類保守業務委託	5,940,000		5,940,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	キヤノンITソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和5年04月01日	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託	24,222,000		24,222,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和5年04月01日	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託	29,040,000		29,040,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和5年04月01日	電子計算機 NEC ACOSシステム賃借	1,015,491,708		1,015,491,708	総合企画局情報化推進室情報システム担当	電子計算機NEC ACOSシステム 賃借に係る賃貸借業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
022	令和5年04月01日	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借	320,143,104		320,143,104	総合企画局情報化推進室情報システム担当	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
023	令和5年04月01日	令和5年度行政業務基盤システム運用保守委託	21,780,000		21,780,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和5年度行政業務基盤システム運用保守委託業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
024	令和5年04月01日	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託	81,070,000		81,070,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
025	令和5年04月01日	基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託	6,072,000		6,072,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028	令和5年04月01日	サーバ等一式賃貸借(行政業務情報システム)(再リース)	25,909,400		25,909,400	総合企画局情報化推進室情報システム担当	NECキャピタルソリューション株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	令和5年04月01日	京都市データセンターの使用に係る個別契約(共用部分他35ラック)	71,984,440		71,984,440	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
028 令和5年07月11日	ガバメントクラウドの利用に係るネットワーク及び環境の設計構築業務	24,928,200		24,928,200	総合企画局情報化推進室情報システム担当	ガバメントクラウドの利用に係るネットワーク及び環境の設計構築業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
029 令和5年08月20日	公共施設における京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務	29,488,800		29,488,800	総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
030 令和5年08月04日	自治体システム標準化に向けた共通基盤に係る追加機能の構築業務	548,308,832		548,308,832	総合企画局情報化推進室情報システム担当	自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
031 令和5年08月29日	京都市データセンターの使用に係る個別契約（仮想化基盤）	5,811,100		5,811,100	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
032 令和5年04月01日	文書管理システムの運用保守	23,177,000		23,177,000	総合企画局情報化推進室情報管理担当	京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033 令和5年04月01日	京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」WEBサイト設置及び運用保守等業務委託	5,883,900		5,883,900	総合企画局情報化推進室統計解析担当	京なか株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度「KYOTO Innovation Studio」企画運営業務
- 2 担当所属名
総合企画局都市経営戦略室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区日本橋富沢町9-4 日本橋富沢町ビル501号室
プロトスター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,996,800円
- 7 契約内容
「KYOTO Innovation Studio」の企画、運営業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年度「KYOTO Innovation Studio」に係る企画運営業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」に該当し、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などの審査をプロポーザル方式で実施し、

提出された企画提案書に基づき、提案内容、業務体制、実績等について審査した結果、参加事業者の中で最も高い評価点だったのがプロトスター株式会社であったため、同社を契約の相手方とした。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
レジリエンス統括業務委託について
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区樫原庭井9-21
藤田 裕之
- 6 契約金額（税込み）
6,000,000円
- 7 契約内容
レジリエント・シティ京都市統括監（CRO）として、京都市におけるSDGsの推進及びレジリエンス戦略の実行の指揮、監督、評価及び見直し、市長、副市長への助言及び報告、都市レジリエンスに関係する庁内外の関係者、関係都市との連携、市民への周知など、本市のレジリエンス構築に向けた取組を統括する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
CROの候補者の選定に当たっては、本市の外部からの公募等による選定、本市職員からの選定も選択肢として検討したが、「100のレジリエント・シティ（以下「100RC」という。）」プロジェクト事務局との協議において、外部の人材をCROに任命した他の選定都市では、行政内部の協力関係構築や意思疎通に課題が生じるなど、円滑に機能していないケースもあることが明らかにされた。このため、公募等による場合は、委託業務の遂行に必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、所要の期限内に履行期限を設定するときは所要の成果を求めることができないことから、本市にとって不利となると考えられることを踏まえ、CROの候補者はOBを含む本市職員の中から選定することとなり、平成29年4月1日付けで藤田裕之氏がCROに就任した。
その後2年間の検討を経て、平成31年3月に、「京都市レジリエンス戦略（以下、「戦略」という。）を策定したが、平成31年度以降の戦略を実行する過程においても、引き続きCROが戦略の実行の先導役を担うことにより、戦略の推進が期待できる。
藤田裕之氏は、CROとして、戦略の策定過程から関わっており、レジリエンスに関する専門的

な知識や情報を有している。また、様々な地域団体等との関係を構築し、100RCの後継団体であるレジリエント・シティーズ・ネットワーク（RCN）とも良好な関係を築いていることから、引き続き藤田裕之氏をCROとして選任することが、戦略の推進につながると考えられる。

以上のことから、「レジリエント・シティ京都市統括監設置要綱」第4条に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、藤田裕之氏にレジリエンス統括業務を委託する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託について
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室人口戦略担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区福大明神町128番地
株式会社ツナグム
- 6 契約金額（税込み）
8,462,861円
- 7 契約内容
移住希望者からの電話や電子メール、面談等による相談対応のほか、移住に関する情報発信を行う移住サポートセンターの運営業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市移住サポートセンターの運営に当たっては、移住を検討・希望されている方々が安心して相談できる対応能力・体制を有するだけでなく、移住希望者等の多様なニーズやライフスタイルに併せた相談対応等を実施していく必要があり、委託事業者には地方移住に関する幅広い知識、経験ネットワーク等が求められることから、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などの審査をプロポーザル方式で実施し、提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため、株式会社ツナグムを契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
移住・定住の促進につなげるインターネット等を活用した広告掲載業務委託について
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室人口戦略担当
- 3 契約締結日
令和5年6月27日
- 4 履行期間
令和5年6月27日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内1丁目9-2 グラントウキョウサウスタワー
株式会社リクルート
- 6 契約金額（税込み）
5,995,000円
- 7 契約内容
本市への移住・定住の促進につながる、インターネット及び紙面等を活用した効果的・効率的な情報発信及びコンテンツ等の作成
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、東京圏や関西圏の転居検討者に向けて、京都で働き、暮らす魅力を伝えるためのコンテンツを作成し、住宅情報サイト等において情報発信することで、若者・子育て世代の本市への移住・定住促進につなげるものである。
実施に当たっては、インターネット広告等に関する専門的な知識や技能が求められるため、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
広告手法における工夫、運営体制等の審査をプロポーザル方式で実施し、提出された資料に基づき総合的に審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため、株式会社リクルー

トを契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市シティPR事業
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区北青山一丁目3番6号 SIビル青山5階
株式会社フルハウス
- 6 契約金額（税込み）
金19,999,999円
- 7 契約内容
 - ・京都市が提供するプレスリリース等の配信及び取材依頼等の働き掛け
 - ・京都市政PRコンテンツの制作
 - ・メディアとのタイアップによる露出獲得
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札には適さない。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などの審査をプロポーザル方式で実施し、提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため、株式会社フルハウスを契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公式ホームページ運用・保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通松原上ル東側
キシステム株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
金7,441,720円
- 7 契約内容
京都市公式ホームページ運用・保守業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市公式ホームページ「京都市情報館」で使用しているホームページ作成支援システムは、上記相手方が独自に構築したシステムを採用しており、技術情報やノウハウは一般に公開されておらず、同社のみが有している。
運用・保守にあたっては、ホームページ作成支援システムの技術情報やノウハウに関する知識が必要となり、本契約は競争入札に適しないことから、上記相手方と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ホームページ作成支援システム移行及び一部機能変更業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通松原上ル東側
キシステム株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
金6,963,000円
- 7 契約内容
京都市ホームページ作成支援システム移行及び一部機能変更業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市公式ホームページ「京都市情報館」で使用しているホームページ作成支援システムは、上記相手方が独自に構築したシステムを採用しており、技術情報やノウハウは一般に公開されておらず、同社のみが有している。
今回のOSサポート終了に伴う新OSの切替作業においても、システムの技術情報やノウハウに関する知識が必要となり、本契約は競争入札に適しないことから、上記相手方と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
移住・定住促進PRスポットの制作・放送業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和5年7月1日
- 4 履行期間
令和5年7月1日 ～ 令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社京都放送
- 6 契約金額（税込み）
21,700,000円
- 7 契約内容
若者・子育て世代の京都市への移住・定住を促進するPRスポット映像（30秒）を2本制作すること。また、その映像をデジタルサイネージ用、YouTube、TVer用に変換すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回の業務は、近隣都市からの移住や京都市民に対して定住を促すことに重点を置いている。故に、京都市及び周辺都市の視聴者層を持つ放送局に委託を行うことが必要であるが、京都府内でこれらを満たす放送局は、府内唯一の独立放送局である京都放送のみである。したがって、本件業務は京都放送以外では不可能であるため、競争入札に適しておらず、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度京都市「声による市民しんぶん（テープ版・デジターCD版）」の全市版及び区版の制作業務

2 担当所属名

総合企画局市長公室広報担当

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区紫野花ノ坊町11

公益社団法人京都府視覚障害者協会

6 契約金額（税込み）

10,907,460円

7 契約内容

「声による市民しんぶん」の制作及び発送

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「声による市民しんぶん」の制作については、視覚障害者に対する知識や朗読にあたっての長年の経験が必要である。例えば、図表で示されている部分のように視覚では容易に理解できても、音声で伝える場合は朗読方法を工夫しなければ理解できないことがある。また、発送業務等で視覚障害者との連絡調整も必要であり、点字を読むことができない方への配慮も必要なため、この点においても対応に知識や経験が求められる。

公益社団法人京都府視覚障害者協会は、「声による市民しんぶん」以外にも視覚障害者向けのカセットテープによる情報媒体を制作及び発送しているため、必要な知識や技術等の経験が豊富である。また、朗読団体との関わりも深く、朗読作業を円滑に行うことが可能な事業者であり、市内において、市民しんぶん校了日の翌日から発行日までのわずかな期間に制作・発送可能な唯一の団体である。以上の理由により競争入札に適さないため、本契約は随意契約で行うこととする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度点字版市民しんぶん（全市版・区版） 製作・宛名印刷・封入・発送業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区大枝東長町1-67
社会福祉法人 京都視覚障害者支援センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,550,800円
- 7 契約内容
「点字版市民しんぶん」の制作及び発送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
社会福祉施設の支援を目的とする契約のため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度 きょうと市民しんぶん（全市版）の版下等の制作委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社 I T P
- 6 契約金額（税込み）
8,896,800円
- 7 契約内容
令和5年度「きょうと市民しんぶん」（全市版）の版下（拡大版を含む）の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和5年1～3月に市民しんぶん（全市版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社 I T P が最も高い評価を得たため、同社に本業務を委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度 きょうと市民しんぶん（区版）の版下等の制作委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社 I T P
- 6 契約金額（税込み）
19,998,000円
- 7 契約内容
令和5年度「きょうと市民しんぶん」（区版）の版下（拡大版を含む）の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和5年1～3月に市民しんぶん（区版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社 I T P が最も高い評価を得たため、同社に本業務を委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」運営委託
- 2 担当所属名
総合企画局国際交流・共生推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都府京都市左京区栗田口鳥居町2-1
名称：公益財団法人京都市国際交流協会
- 6 契約金額（税込み）
5,365,000円
- 7 契約内容
外国籍市民等の行政手続き時における通訳及び相談業務の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、日本語での意思疎通が困難な外国籍市民等が行政手続き時に困らないよう、通訳者を介した相談体制を構築するものである。本事業の実施には、十分な本市の行政知識や本市外国籍市民等を取り巻く状況への理解、その支援に関しての豊富な経験や実績を有していることが必要であり、契約の性質又は目的が競争入札に適していない。
京都市国際交流協会は、京都市国際交流会館の指定管理者として長年の実績を有しており、十分な本市の行政知識を蓄積していることに加え、外国籍市民等への多岐にわたる取組実施により、日本語により意思疎通を図ることが困難な外国籍市民等に対するサポートの方法を十分に熟知している。京都市域において、このような条件を有し、当該業務を適切に遂行できる団体は同協会のほかにないため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
情報セキュリティ対策等支援業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
情報システム監査株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,740,000円
- 7 契約内容
本市の情報セキュリティ対策及びITガバナンスの更なる強化の取組を的確に実施するため、専門的な知見を有する事業者の伴走支援を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の目的を達成するためには、情報セキュリティ対策及びITガバナンスに係る専門的な知見の有無が重要であり、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市における運用ニーズに照らしつつ、実施体制、スケジュール、実施内容、類似業務の実績等の審査をプロポーザル方式で実施し、提出された資料に基づき総合的に審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため、情報システム監査株式会社を契約の相手方を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
口座振替データ授受代行業務等委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地
株式会社三菱UFJ銀行
- 6 契約金額（税込み）
予定総額 15,844,334円
- 7 契約内容
市税や保険料等の口座振替を依頼するデータを、本市と金融機関の間において授受代行する業務や、金融機関の口座振替実施結果データを本市へ納品する業務、その他付随する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を行うための口座振替収納システムについては、本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行が提供するシステムを使用する必要がある。したがって、他者との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度電算システムに係る保守業務
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和5年度電算システム保守業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
294,469,956円
- 7 契約内容
日本電気株式会社製のV I Sと呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守業務をする電算システムは、コンソーシアム代表者である日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

個人情報を取扱う業務において、万が一情報漏えい等が生じた際には、本市が被る社会的責任は甚大であることから、責任の所在を明確にし、適正な履行を確保するため、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業等であり、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区大淀中1丁目1-30 梅田スカイビルタワーウエスト33階
東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所
- 6 契約金額（税込み）
57,038,110円
- 7 契約内容
新基幹業務システム及び業務システムが稼働する環境の保守、運用管理に係る業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行にあたって必要とされる、対象のシステム及びシステム稼働環境についての十分な知識と経験を有し、受託意思のある事業者が当該相手方のみ限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
バッチ基盤ツール類保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区土佐堀2-2-4 土佐堀ダイビル
キャノンITソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
令和2年度に稼働したオープン化バッチシステムの保守運用に必要なツール類の保守業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
オープン化システムの安定的な運用が維持されなければ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることに直結する。
本契約の保守対象となっているツール類はいずれもオープン化システム稼働に不可欠なサービスを提供しているものであり、これらにトラブルが発生した際には直ちに原因を特定し、復旧させる必要があるが、本業務を履行できる者は、保守対象となっているツール類の開発を行ったキャノンITソリューションズ株式会社に限られる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,222,000円
- 7 契約内容
中間サーバーへの副本登録や符号取得といった運用業務及び番号法に基づく情報提供・情報照会を行うマイナンバー連携システムの保守及び運用を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、日本電気株式会社が構築した京都市マイナンバー連携システムを対象としており、システム設定、プログラム製造及び実行を行うには同社が著作権を有するソフトウェアが必要であり、本業務を履行できるのは同社を代表とするコンソーシアムしか存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の通り
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,040,000円
- 7 契約内容
主に下記の業務を委託する。
 - (1) 基幹系業務システムの運用維持管理
 - (2) 共通基盤システムの運用維持管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の業務遂行には、以下の理由により、高度な専門知識及び技術情報が求められることから、両システムを開発したシステム開発ベンダである日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムへ一括して委託するものである。
 - ①基幹系業務システムの運用維持管理
汎用電子計算機は日本電気株式会社製であり、当該機器の運用においては、同社が著作権を保有するオペレーティングシステムや汎用電子計算機用ユーティリティの使用が必要であること。
 - ②共通基盤システムの運用維持管理
共通基盤システムは、行政業務システムの根幹となる職員認証等、極めて高度な技術によって設計、構築されており、当該システムを安定かつ確実に運用するためには、システム設計及び構築時の詳細な技術情報が不可欠であること。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

なお、個人情報を取扱う業務において、万が一情報漏えい等が生じた際には、本市が被る社会的責任は甚大で、損害賠償等に要する費用も非常に高額になることが想定されることから、責任の所在を明確にするために、令和5年4月1日付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業であり、高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社から構成されるコンソーシアムと随意契約を行う。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機 NEC ACOSシステム賃借
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
電子計算機NEC ACOSシステム賃借に係る賃貸借業務コンソーシアム
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
1, 0 1 5, 4 9 1, 7 0 8 円
- 7 契約内容
(1) 機器及びソフトウェアの賃借
(2) 機器及びソフトウェアの保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。

上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。

本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

個人情報を取扱う業務において、万が一情報漏えい等が生じた際には、本市が被る社会的責任は甚大で、損害賠償等に要する費用も非常に高額になることが想定されることから、責任の所在を明確にするために、令和5年4月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JECCを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借業務コンソーシアム
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
320,143,104円
- 7 契約内容
(1) 機器及びソフトウェアの賃借
(2) 機器及びソフトウェアの保守管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。

上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。

本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要

となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

個人情報を取扱う業務において、万が一情報漏えい等が生じた際には、本市が被る社会的責任は甚大で、損害賠償等に要する費用も非常に高額になることが想定されることから、責任の所在を明確にするために、令和5年4月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社J E C Cを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度行政業務基盤システム運用保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
令和5年度行政業務基盤システム運用保守委託業務に係るコンソーシアム
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金21,780,000円
- 7 契約内容
 - (1) ソフトウェア保守
 - (2) システム監視
 - (3) 障害復旧作業
 - (4) 障害履歴管理
 - (5) 機器の構成管理
 - (6) システム関連問い合わせ
 - (7) システムリソース管理支援及び報告
 - (8) システム稼働状況報告（稼働統計の提出による報告）
 - (9) システム障害復旧支援及び障害原因調査（緊急対応及びメンテナンスレポートの提出による調査報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、行政業務基盤システムの保守を行うものであり、これらに関する技術情報を保有し熟知している必要がある。そのため、現行のシステムの保守業者であり、かつ、システムの設計業者である日本電気株式会社に作業を委託するものである。

なお、今回委託する業務の履行に当たっては、現在稼働中のシステムにおける詳細な技術情報とともに、高度な専門技術及び知識が必要である。このため、日本電気株式会社は、グループ企業と共同して受託業務の履行を行うこととしているが、個人情報の保護に関する法律、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、令和5年4月1日付け「電子計

算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、業務の履行に必要となるソフトウェア及び詳細な技術情報を保有する日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）を行う。

コンソーシアムの構成については、日本電気株式会社は、同社が本業務を共同して履行するのに最も適しているとしているNECソリューションイノベータ株式会社に対しては、詳細な技術情報を提供するとしており、日本電気株式会社と同様の高度な専門技術及び知識を保持している要員が確保できることを日本電気株式会社が保証していることから、コンソーシアムの構成員と認める。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

81,070,000円

7 契約内容

本市は、基幹業務システムの稼動環境として、プライベート・クラウド型のITインフラであるクラウド基盤と認証機能や帳票印刷等の共通機能を提供するアプリ基盤を構築し、基幹系共通基盤として稼動させている。また、現行の汎用機から基幹系共通基盤へデータ連携を行う新旧連携システムやL2WAN接続用の仮想化基盤も併せて稼動させている。

本件は、これらの基盤等の安定稼動を実施するための運用管理、運用手順の改善、及びその他障害対応等に係わる業務を委託するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託には、基幹系共通基盤の稼動に欠かせない新旧連携システムの運用管理が含まれている。

新旧連携システムは、現行の日本電気株式会社（以下「NEC」という。）製の大型汎用コンピュータ（以下「汎用機」という。）が保有するデータを基幹系共通基盤側へ連携する仕組みを提供するものであり、安定かつ確実に運用するためには、汎用機の動作と連携データに関する知識が必要であるとともに、NECが著作権を有する汎用機用のソフトウェアについても使用する必要がある。

上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、新旧連携システムを構築するとともに汎用機の運用も実施しており、かつ、汎用機に関する排他的な著作権を有しているNECに限られることから、同社を契約相手方として運用管理業務を委託するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)
□地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,072,000円
- 7 契約内容
基幹系共通基盤を構成するネットワーク機器等に係る監視業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の履行に当たっては、システム監視用ネットワークを介して「監視対象機器の稼働状態の把握」や「障害発生時のアラート通報」を行うため、当該ネットワークの構成及びその運用を熟知している必要があり、また障害が発生した際には、適切に原因を究明できるだけの本市ネットワーク全体の知見も必要となる。
以上の条件を満たす者は、現在、本市ネットワーク運用管理業務を受託するアライドテレシス株式会社以外にないことから、同社を相手方に選定し随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
サーバ等一式賃貸借（行政業務情報システム）（再リース）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECキャピタルソリューション株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,909,400円
- 7 契約内容
サーバ等一式賃貸借（行政業務情報システム）（再リース）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約は、平成29年度に賃貸借契約した仮想化基盤機器の再リースである。現行の仮想化基盤機器は令和5年度中に更新を予定しているが、それまでは現在稼働中の本契約の仮想化基盤機器を引き続き利用する必要があるが、本契約を履行できるのは、現在リース契約を締結しているNECキャピタルソリューション株式会社しかないため、同社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他35ラック）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
代表 西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
71,984,440円
- 7 契約内容
京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他35ラック）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市データセンターのラックの賃貸借契約に当たり、西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする「京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム」が当該設備の所有者で唯一の契約相手であり、競争性が生じないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ガバメントクラウドの利用に係るネットワーク及び環境の設計構築業務
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年7月11日
- 4 履行期間
令和5年7月12日から令和6年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
ガバメントクラウドの利用に係るネットワーク及び環境の設計構築業務に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,928,200円
- 7 契約内容
本市では、令和3年9月施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準化の対象となる業務のシステムについては、国が定めた標準仕様に適合した「標準準拠システム」に移行し、国が整備するガバメントクラウド上で稼働させることとしている。
本契約においては、標準準拠システムの移行する際にガバメントクラウドを利用するために必要となる環境の設計及び構築を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ガバメントクラウドは、本市の基幹系システムが稼働する高い可用性が求められる環境である。
そのため、「ガバメントクラウドの利用に係るネットワーク及び環境の設計構築業務」を実施するにあたっては、専門的な知見を有し、かつ十分な実施体制と企画提案能力を有することが重要であることから、委託事業者の選定にあたっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市の要求事項に照らしつつ、実施体制、スケジュール、実施内容、類似業務の実績等の判断を

プロポーザル方式で実施し、提出された資料に基づき総合的に審査した結果、業務を遂行するに十分な能力が認められたため、NECを代表とするコンソーシアムを契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共施設における京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当
- 3 契約締結日
令和5年8月20日
- 4 履行期間
令和5年8月20日から令和7年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区銀座6丁目2番1号D a i w a 銀座ビル4F
株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
- 6 契約金額（税込み）
29,488,800円
- 7 契約内容
本市公共施設における無料公衆無線LANの運用を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の目的を達成するためには、Wi-Fi利用者の利便性の確保及び通信に係るセキュリティ対策等専門的な知見の有無が重要であり、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市における運用ニーズに照らしつつ、利用者の利便性の確保、セキュリティ対策、運用管理、問合せ受付などを適切に実施できる体制等に加え追加提案のセキュリティ向上施策を総合的に判断するプロポーザル方式を実施し、提出された資料に基づき審査した結果、業務を遂行するに十分な能力が認められたため、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスを契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化に向けた共通基盤に係る追加機能の構築業務
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年9月4日
- 4 履行期間
令和5年9月5日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
自治体システム標準化に向けた共通基盤等に係る追加機能の構築に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
546,306,832円
- 7 契約内容
「標準準拠システムに向けた共通基盤等追加機能の構築に係る構築業務」は、現行システムを標準準拠システムに移行するに際して必要な機能を共通基盤に構築するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の現行システムは、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）が開発した汎用機（以下「ACOS」という。）を用いて長年運用されている。標準準拠システムへの移行は業務ごとに順次行われるため、移行が完了するまでの間はACOSと標準準拠システムが共存しデータの連携を行う必要がある。そのためACOSに保存されている情報（宛名、共通データ等）を正確に特定し、適切な変換を行う機能を共通基盤上に構築し追加することが必要となるが、ACOS内のファイルシステム及び文字コードは、NEC固有の技術により開発されたものであり、その技術情報の詳細は公開されていないうえ、NECが著作権を有し他社に使用許諾をしていないソフトウェアを使用しなければ、データの仕様及びそれに関連する動作等の分析が不可能である。また、ACOSには複数のシステム（コンビニ交付サーバ、マイナンバー連携サーバ、住基ネットワーク等）がNEC独自の特殊なプロトコルで接続されている。そのため、共通基盤に追加する機能の構築は、NECを代表とするコンソーシアム以外では行うことができない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市データセンターの使用に係る個別契約（仮想化基盤）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和5年9月29日
- 4 履行期間
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
代表 西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,611,100円
- 7 契約内容
京都市データセンターの使用に係る個別契約（仮想化基盤）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市データセンターのラックの賃貸借契約に当たり、西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする「京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム」が当該設備の所有者で唯一の契約相手であり、競争性が生じないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
文書管理システムの運用保守
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報管理担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,177,000円
- 7 契約内容
文書管理システムを円滑に稼働させ、機能を保持するため、保守計画を策定し、ソフトウェア製品の保守、障害対応、問合せ対応等を行う「システム運用管理保守業務」及び制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更を行う「システム基盤保守業務」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
文書管理システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているソフトウェアに、本市の文書事務に合わせて変更を加えたものであり、制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更、障害発生時の不具合（ソフトウェアに起因する不具合を含む。）の修正などの当該システムの保守業務（ソフトウェアの改変を含む。）を行えるのは、当該システムの基となる当該ソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社である。このため、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないことから、日本電気株式会社が代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」WEBサイト設置及び運用保守等業務委託

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室統計解析担当

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区東洞院通五条上る深草町590番地1 302
京なか株式会社

6 契約金額（税込み）

5,883,900円

7 契約内容

京都市オープンデータポータルサイトの利便性を高めるリニューアル作業及び以後の安定的な保守運用を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、市民や事業者が広く利用する本市オープンデータの公開に直結するものであり、その外形的な見やすさや検索のしやすさが市民サービスや事業者の経済活動に影響を与えること、また、安定した管理・運用が求められることから、価格以外の受託事業者の能力や提案内容を総合的に判断して業者を選定する必要性があるため、競争入札に適しない。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などの審査をプロポーザル方式で実施し、提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため、京なか株式会社を契約の相手方として選定した。

11 その他